

## 経済産業省

20260428保第7号

令和8年5月22日

化学物質審議会

会長 蒲生 昌志 殿

経済産業大臣臨時代理

国务大臣 城内 実

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第171号）による改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第1条第1項第42号に規定する化学物質に関する化学物質審議会への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第171号）附則第2項の規定に基づき、次について諮問する。

長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質（フッ素原子、塩素原子及び臭素原子以外の原子と直接に結合するペルフルオロアルキル基（炭素数が八から二十までのものに限る。）を有する化合物であつて自然的作用による化学的变化により長鎖ペルフルオロアルカン酸を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める化学物質（ペルフルオロオクタン酸関連物質を除く。）をいう。）について